



子どもを見つめて

子どもを見守ってください



保護者の皆様へ

思春期は、心身ともに、子どもから大人へ大きく変化していく時期です。

友人との交友関係をより重視するようになり、異性や社会への関心が高まり、また、親子関係にも変化が出てきます。この時期のさまざまな体験は、失敗や挫折も含めて、大人になるための大変貴重な経験となります。同時に健全な成長を妨げ、子どもたち自身が大きな危険に陥ることもあります。

未来を担う子どもたちの健全な成長には、保護者や地域の大人たちが、今以上に子どもたちに目を向け、見守りながら、時に支えていく、そういう姿勢が何よりも大切です。

このパンフレットは、思春期の子どもたちが成長していく中で遭遇する、インターネットなどにひそむ危険性やいじめなどについて、保護者の皆様に、子どもと一緒に考えていただくきっかけとなればと思い、作成しました。子どもと向き合い、大人が子どもを見守っていくことの大切さを、あらためて感じていただければ幸いです。

思春期の子どもたちは

思春期の子どもの心(内面)では
どのような変化が
起きているのでしょうか?

- 秘密を持つようになる。
- 異性を意識し始める。
- 身体の変化に戸惑いを感じ始める。
- 親友を求めるようになる。
- 親との距離を置こうとする。
- 他人と比べて劣等感を持つようになる。



大人へと成長していくにあたって
この時期に必要なことは何でしょうか?



- 自分自身を大切にする気持ちを持つこと。
- 人を信頼し、親密な交友関係を持つこと。
- 自分自身の価値観を持つようになること。
- 身体の大きな変化を受け止めること。
- 責任を意識し、それに応えられるようになること。
- 多くの人と交流することなどにより、社会を知ること。



この時期の子どもたちに
どう接すればよいのでしょうか?

子どもの気持ちや態度を受け止めること

親に対して批判的になったり、逆に甘えたりと、両極端な態度を取るようになりますが、そこに隠れた子どもの気持ちや考えを、真剣に受け止めることが大切です。

必要な情報を提供すること

社会のルールや仕組みについて教えたり、親子で考える機会を設けたりすることも大切です。

インターネット・携帯電話・ スマートフォンに ひそむ危険性

1



携帯電話やスマートフォン、タブレット端末等の普及によって、インターネットは私たちにとって身近な存在となりました。最近は、子どもたちも携帯電話やスマートフォンを持ち、メールや調べ物、ゲームなどで利用することも多くなりました。一方で、有害サイトなどにアクセスし、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースも増加しています。

どんな危険があるのでしょうか?

- つい夢中になってしまい、止められなくなる(ネット依存)。
- 有害サイト(アダルトサイトや暴力、薬物等)の閲覧が容易。
- フリマアプリを利用した個人間取引によるトラブルや、詐欺サイト・定期購入などの通信販売のトラブル。
- ゲームサイトなどの「出会い系サイト」のミニメール機能の利用をきっかけとした犯罪被害。
- 知人の画像や動画などを無断で公開することによるトラブル。
- SNS※を利用した「いじめ」。(友達などに限定して公開できるため、軽い気持ちで書き込んだ内容でも、いじめの加害者になってしまう危険があります。)
- SNS※で知り合った相手からだまされるなどして、自分の裸体を撮影した画像をメールなどで送らされる「自撮り被害」。
- コンピューターウィルスへの感染や不正アクセスなどによる個人情報や位置情報などの流出。
※ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。LINE・Twitter・Facebookなど、プロフィールや日記などをネット上に公開し、友達や同じ趣味を持った人たちとの交流を可能にするサービス。



スマートフォン・携帯電話の長時間使用は、学力に悪影響を与えるという報告もあります。

詳しくは 「学習意欲」の科学的研究に関するプロジェクト 仙台市 検索▶



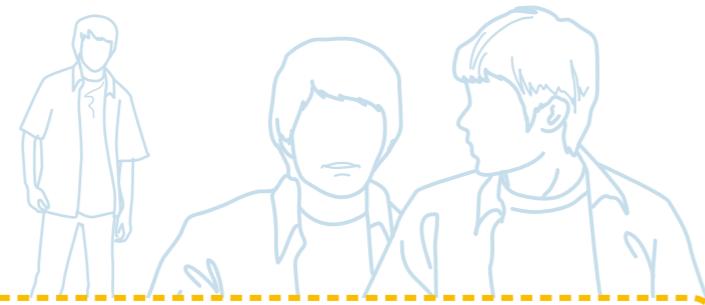
こんなところに注意してください

- 有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング(指定したサイトへのアクセスを制限する機能)サービス、フィルタリングソフトなどを活用しましょう。
- スマートフォンは携帯電話回線のほかに、無線LAN回線も利用でき、どちらでもインターネットに接続できます。それぞれにフィルタリングを設定しましょう。
詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html
- 携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、使い方について親子で話し合って利用のルールを決めましょう。(午後9時以降は使用しない、など。)
- 子どものインターネット利用状況等をしっかり把握し、正しい使い方を教える「ペアレンタルコントロール」を実践しましょう。
- インターネットなどを通じた「仮想体験」だけでなく、子ども自身が直接体験し、感動できる活動に参加する機会を持たせることも大切です。



2

いじめ



いじめは「いつでも、どこでも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分理解し、未然防止に向けて、全ての人が協力して、早い段階から適切な対応を取ることが大切です。いじめを受けた子どもは心身に深い傷を負い、健全な成長を妨げられることがあります。一方で、いじめる側の子どもにも、人との信頼関係が築けなくなったり、他人の心の痛みに鈍感になったり、さまざまなお影響が及びます。

「いじめは絶対に許されない」という視点で子どもに接することが大切です。

いじめとは？

子どもが関わる仲間や集団の中で起きる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、行為を受けた本人が心や体に苦痛を感じているものをいいます。いじめている意識がなくとも、相手が苦痛を感じていれば、それは「いじめ」です。一見すると軽微と思われる内容でも重大な事態を招くことがあります。

【例】

- 冷やかし、からかい、悪口、嫌がるあだ名で呼ぶ、無視、持ち物を隠すなどの心理的な行為。
- 体や身に着けているものをたたく、蹴る、物をぶつけるなどの暴力的な行為。
- SNSなどの文字、画像や動画の送信による誹謗（ひぼう）中傷的な行為。

お子さんの様子に変化を感じたら、それはいじめのサインかもしれません

● 行動の変化

- ・学校に行きたがらない
- ・学習への意欲が乏しくなる
- ・休日でも家に閉じこもりがちになる
- ・何度も手を洗ったり、少しの汚れで着替えたりする



など

● からだの反応

- ・食欲がなくなる、あるいは過食になる
- ・体の痛みやかゆみを訴える
- ・以前には、見られなかっただけが出たり、チクチクが激しくなる

など

● 表情や会話

- ・ぼんやりしている
- ・喜怒哀楽が激しい、あるいは無表情になる
- ・学校や友達のことを話したがらない
- ・一方的に話し、会話が成立しない

など

こんなところを心がけてください

- 何よりも、子どもが困っていることを何でも相談しやすい雰囲気をつくることが大切です。
- 相手の立場になって考えることができるよう、人と交流する機会を増やしたり、異世代・異年齢集団で活動する機会や場を設けたりしましょう。
- いじめは、人間の尊厳を傷つけ、心身に深い傷を負わせる絶対に許されない行為だ、ということをきちんと伝えることも大切です。

3

児童虐待



児童虐待は、子どもの成長や人格形成に影響を与え、心身に後遺症を残したり、最悪の場合は死に至らしたりすることもあります。

子どもたちを守るために、まわりの人が児童虐待を理解することが大切です。

児童虐待とは？

児童虐待とは、保護者等が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことです。

虐待かどうかは、虐待をする側（保護者等）の意識の問題ではなく、子どもがどのように感じ、傷ついているか、「子どもの立場」から判断されるものです。

こんなところに注意してください

- 「しつけ」と思っている行為でも、「殴る」「蹴る」といった行為は、虐待に当たります。また、食事を与えない、病気になつても病院に連れて行かないといった行為も虐待に当たります。

【虐待の種類】

- **身体的虐待**：殴る、蹴る、叩くなど
- **心理的虐待**：言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱いなど
※子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう行為も心理的虐待に当たります。
- **ネグレクト**：家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、病院に連れて行かないなど
- **性的虐待**：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- 子どもへの虐待は、子育ての不安から始まることがあります。虐待は、「いつでも」「どこでも」「どんな人でも」起こり得ます。出産や育児に悩んだり、負担を感じたりした時は、一人で抱え込まず相談してください。
- 虐待のほとんどが「家庭」という密室の中で行われるため、実際にその現場を目撃することはほとんどありません。しかし、「どうも様子がおかしい」「虐待では？」と思ったら、児童相談所または各区家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課にご連絡ください。間違っていたからといって、連絡した人が責任を問われることは一切ありません。



こんな様子はありませんか？

● 子どもの場合

- ・不自然なあざや傷がある
- ・衣服や身体がいつも汚れている
- ・家に帰ったがらない
- ・夜中に外をうろつくなど

● 保護者などの場合

- ・しつけが厳しすぎる
- ・子どもを放置してよく出かけている
- ・夫婦喧嘩が多い
- ・子どもに关心を持っていないなど



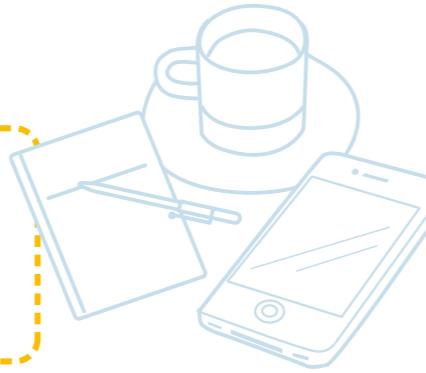
ヤングケアラーについて

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どものことを「ヤングケアラー」といいます。

子どもが家事や家族のケアをしていること自体が問題だということではなく、その頻度や時間の程度によって、例えば学校に通えなかったり、やりたいことができなくなったりするなど、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子どもの育ちや教育に影響が生じているような場合には、適切な支援が必要です。

援助交際

携帯電話やスマートフォンの普及により、見ず知らずの人と簡単にコミュニケーションが取れるようになり、問題意識や抵抗感が希薄なまま、気軽さを装った援助交際の誘いに乗り、トラブルに巻き込まれるケースが増えています。



どんな危険があるのでしょうか？

援助交際自体、犯罪です。そのほかにも、こんな危険が…

- 異性との健全な信頼関係を築くことが難しくなります。
- 組織的な売春グループとの接触等により、別の犯罪に巻き込まれる可能性も。
- 就学意欲の低下やHIV・性感染症に感染する可能性も。
※大人はもちろんのこと、子どもが出会い系サイトに書き込むなどして、金銭等を対価とした交際に誘うことも違法です。

きっかけは？

- インターネットの出会い系サイトへのアクセス。
- ゲームサイトや会員制交流サイトなど多様な情報交換サイトを利用し、見知らぬ人と知り合って…。
- 「みんなやってるよ」という誘い。

薬物乱用

麻薬や覚醒剤に加え、「ハーブ」や「お香」「アロマ」などの人体に無害な製品を装いインターネットなどで販売される「危険ドラッグ」や、「有害性がない」等の誤った情報が氾濫している「大麻」、さらに一般に市販されている薬や医師からの処方薬など、乱用される薬物の多様化が懸念されています。一度依存状態に陥ると抜け出すのは極めて難しいため、好奇心や軽い気持ちで使用すると大変危険であり、「近寄らない」ことが大切です。

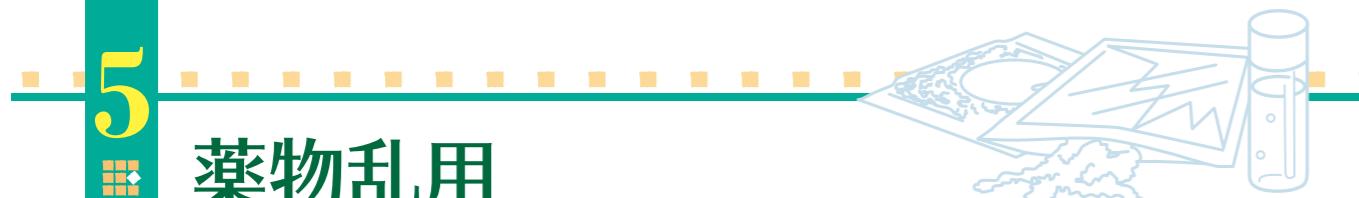


どんな危険があるのでしょうか？

- 身体的・精神的な依存が生じ、自分の意志では止められなくなります。
- 幻覚や妄想によって人を傷つけたり、重大な犯罪を犯したりすることがあります。
- 薬物を購入するお金欲しさに、窃盗事件などを起こすケースがあります。
- 何よりも、脳や神経が破壊され、心身がボロボロになります。

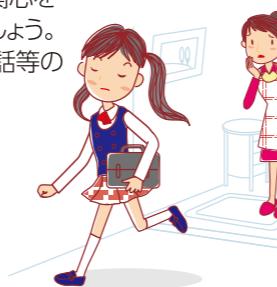
友人や知り合いからの誘いなどから始まります

- 「1回だけなら平気だよ」 ●「みんなやってるよ」
- 「ダイエットのサプリメントだよ」 ●「頭がすっきりするよ」
- 「イヤなことから逃げたくて」という逃避。



こんなところに注意してください

- 生活態度に変化はありませんか？
- 小遣い以上の高額な物を買っていませんか？
- 電話やメール着信後の急な外出や夜間の外出が増えていますか？
- 外出先や交友関係等、子どもの外での行動についても関心を持ち、子どもと話をしましょう。
- インターネットや携帯電話等の利用について、親子で話し合ってルールを決めましょう。
- 「NO」の言い方、断り方を教えましょう。



こんなところに注意してください

- 何事にも、無気力・無関心になっていませんか？
- お金を浪費していませんか？
- 夜遊びや無断外泊が増えるなど、交友関係が変化していますか？
- 病気でもないのに食欲が減退したり、体重が急に減ったりしていませんか？
- 不自然なほど感情の起伏が激しくなっていますか？
- 成分の分からない薬物を身体に入れると、命を落とす危険があることを繰り返し教えましょう。
- その場から離れるなど、断る勇気を教えましょう。
- 薬物乱用の危険性は身近にあることを教えましょう。
- 薬物に関する正しい知識を教えましょう。

もし、思春期の子どものことで心配なことがあった場合

大切なことは、親が子どもをよく見守り、必要なときは話し合うことです。子どもは悩みを抱えていても、なかなか打ち明けられません。日頃から子どもに向き合って、話をじっくり聞いてください。

思春期の子どもたちは、親からの自立に向けた成長の時を迎え、親と距離を置くことがあります。また親も、小さい時ほど手をかけることが少なくなることから、子どもの行動などに対して、どうしても関心が薄れがちになります。

しかし、子どもが大人へと成長を遂げる大事なこの年代こそ、親やまわりの大人が適切な支援をしていくことが大切です。

相談窓口一覧

子育てのことで、何か気になることがありますれば、面接相談のほか、電話相談も受け付けていますので、お気軽にご利用ください。お子さん本人も相談できますので、家族でご確認ください。

名称	所在地	電話番号	相談内容	開設期間
仙台市こども若者相談支援センター	青葉区錦町1-3-9	022-214-8602	●子ども・若者本人や保護者の悩みや不安に関する相談	月～金 午前8時30分～午後6時 ※祝休日、年末年始は休み
仙台市児童相談所	青葉区東照宮1-18-1	虐待対応ダイヤル 189(イチハヤク)	●子どもに関する相談（障害相談を除く）	年中無休24時間
		022-718-2580	●児童虐待に関する相談	
		親子こころの相談室 022-219-5220	●子どもの心の問題や育児不安に関する相談	
各区保健福祉センター・宮城総合支所	青葉区役所家庭健康課 青葉区上杉1-5-1	022-225-7211(代)	●子どもと家庭に関する相談 ●児童虐待に関する相談 ●妊娠等に関する相談（思いがけない妊娠等）	月～金 午前8時30分～午後5時 ※祝休日、年末年始は休み
	青葉区宮城総合支所保健福祉課 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111(代)		
	宮城野区役所家庭健康課 宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111(代)		
	若林区役所家庭健康課 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111(代)		
	太白区役所家庭健康課 太白区長町南3-1-15	022-247-1111(代)		
	泉区役所家庭健康課 泉区泉中央2-1-1	022-372-3111(代)		
秋保総合支所	太白区秋保総合支所保健福祉課 太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111(代)	●妊娠等に関する相談（思いがけない妊娠等）	月～金 午前9時～午後5時 ※祝休日、年末年始は休み
教育相談室 (仙台市教育委員会)	教育相談課 青葉区上杉1-5-12	022-214-0002	●学校生活、不登校等の相談	月～金 午前9時～午後5時 ※祝休日、年末年始は休み
仙台市適応指導センター「児遊の杜」	泉区七北田字東裏28-1	022-773-4150	●不登校、引きこもりなどの相談	月～土 午前9時～午後5時30分 ※火・土は午後5時まで 祝休日、年末年始は休み
仙台市いじめ等相談支援室 S-KET	青葉区国分町2-14-18 定禅寺パークビル3階	0120-303-836 または 022-395-8893	●子どものいじめ等に関する相談 ※面接相談は原則予約制	月・水・木・土 午前10時～午後5時 火・金 正午～午後7時 ※祝休日、年末年始は休み

相談窓口一覧 …電話・メール等で相談できる窓口

名称	相談機関	電話番号	相談内容	開設期間
子育て何でも電話相談	仙台市こども若者相談支援センター	022-216-1152	●育児にかかる悩みや不安に関する相談 【子ども若者メール相談】 仙台市ホームページから受け付けています。 	月～金 午前8時30分～午後5時 ※祝休日、年末年始は休み
子ども若者電話相談		0120-783-017	●子ども・若者自身の悩みやその家族の悩みに関する相談	年中無休24時間
ヤングケアラー相談			●電話によるヤングケアラー自身やその家族などからの相談	
児童相談所電話相談	仙台市児童相談所	虐待対応ダイヤル189 (イチハヤク)	●子どもに関する相談 (障害相談を除く)	年中無休24時間
		022-718-2580	●児童虐待に関する相談	
子ども・子育て相談	仙台市こども家庭保健課	022-214-8680	●子育て・家庭・親子関係などの相談 【LINE相談】 LINEアプリから受け付けています。 	月～土 午前9時～午後8時 ※年末年始は休み
はあとライン	仙台市精神保健福祉総合センター (はあとぽーと仙台)	022-265-2229	●こころの問題に関する本人や保護者の悩みの相談	月～金 午前10時～正午 午後1時～午後4時 ※祝休日、年末年始は休み ※金曜午前中は精神科医による相談
ナイトライン		022-217-2279		年中無休 午後6時～午後10時
せんだい妊娠ほっとライン	仙台市から委託を受けた事業者	0120-874-380	●妊娠等に関する相談 (思いがけない妊娠等) 【LINE相談】 LINEアプリから受け付けています. 	月・水・日 午後5時～午後10時 ※祝休日・年末年始
消費生活相談ダイヤル	仙台市消費生活センター	022-268-7867 または全国共通3桁 ダイヤル188(イヤヤ)	●悪質商法、契約トラブル、多重債務等の消費生活に関する相談	月～金 午前9時～午後5時 (受付は午後4時30分まで) 土 午前9時～午後4時 (受付は午後4時まで) ※祝休日・年末年始は休み
少年相談電話	宮城県警察本部少年課	022-222-4970	●少年の非行、問題行動についての相談	月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※祝休日、年末年始は休み
いじめ110番		022-221-7867	●少年のいじめに関する相談	
少年サポートセンター せんだい		022-266-8655	●少年の非行、問題行動についての相談	
子どもの人権110番	仙台法務局	0120-007-110	●いじめなどの子どもの人権に関する相談	月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※祝休日、年末年始は休み (留守番電話あり) ●インターネットによる相談 ([http://www.jinken.go.jp/]) ●LINE人権相談[検索ID: @snsjinkensoudan] でも相談を受け付けています
警察相談電話	宮城県警察相談センター	#9110または 022-266-9110	●不審電話等、犯罪に関する相談	年中無休24時間
銃器・覚醒剤110番	宮城県警察本部銃器薬物対策課	022-266-1074	●銃器・薬物犯罪等に関する相談	年中無休24時間
法務少年支援センター仙台 (ふるじろ心の相談室)	仙台少年鑑別所	022-286-2322 または全国共通相談ダイヤル 0570-085-085	●少年の非行、問題行動等に関する相談 【メール相談】 ホームページから受け付けています. 	月～金 午前9時～午後5時 ※祝休日、年末年始は休み
24時間いじめ相談専用電話	仙台市教育委員会	0120-81-2455	●いじめに関する相談	年中無休24時間
仙台市いじめ等相談支援室 S-KETによる電話相談	仙台市いじめ等相談支援室 S-KET	0120-303-836 または 022-395-8893	●子どものいじめ等に関する相談 メールでの相談も受け付けます。 詳細はホームページをご覧ください。 	月・水・木・土 午前10時～午後5時 火・金 正午～午後7時 ※祝休日、年末年始は休み

発行

仙台市こども若者局こども家庭部総務課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-12 TEL 022-214-8790

この冊子の作成には、令和4年度法務省人権啓発活動地方委託費を充てています。

令和5年3月発行